

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓令	五三
○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	五三
告示	五三
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	五三
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	五三
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	五四
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	五四
○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	五四
○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五四
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五五
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件	五五
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五六
○道路の区域を変更する件二件	五六
○道路の供用を開始する件	五七
公告	五七
○落札者を決定した件	五七
○都市計画事業の認可の告示があった件	五八
福島県選挙管理委員会	五八
○不在者投票のできる施設として指定した件	五八
○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	五八

訓 令

福島県訓令第十五号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

ふたば未来学園整備 備工事の監理に關 する業務に従事す る職員	双葉郡広野町大字下浅見川 字広長一〇番一	ふたば未来学園整備工事の監 理に關すること。
--	-------------------------	---------------------------

附 則

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	所 在 地	指定年月日
るーちえ訪問看護ステーションあじさい		伊達郡桑折町字西町七五一一	平成二十九年四月一日
アイル薬局南矢野目店		福島市南矢野目字上戸ノ内六一六	同 年七

本庁 機関
出先 機関

福島県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

ベース薬局北町店	同 市北町三十三八	同 日	月一日
ウエルシア薬局伊達国見店	伊達郡国見町大字藤田字中沢一〇一	同 日	
アイン薬局本陣前店	南相馬市原町区本陣前一八二	同 日	

（社会福祉課）

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
ハッピー愛ランド訪問看護ステーション	福島市本内字西河原五十七六	福島市南矢野目字才の後六一二

（社会福祉課）

福島県告示第六百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
-----	-------	-------

福島県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

大橋歯科医院	伊達市伏黒字一本石八十五	平成二八年四月三〇日
よねだ桜クリニック	会津若松市米代二一〇一〇 セレソよねだ二階	平成二九年六月二〇日
アップル薬局卸町店	福島市鎌田字卸町一五四 ウィル福島第五ビル二階	同 月三〇日

（社会福祉課）

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
小田 充	白河市米山越六五	コンデイショング接骨院	白河市米山越六五	平成二九年四月二四日

（社会福祉課）

福島県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施設名	所在地	指定年月日
-----	-----	-----	-----	-------

事業所の名称	いわせ長寿苑訪問介護	事業所の所在地	須賀川市矢沢字明池一五八	事業者の名称	社会福祉法人いわせ長寿会	事業者の主たる事務所の所在地	須賀川市矢沢字明池一五八	指定年月日	平成二十九年七月一日	サービスの種類	訪問介護
--------	------------	---------	--------------	--------	--------------	----------------	--------------	-------	------------	---------	------

(社会福祉課)

福島県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
ハッピー愛ランド訪問看護ステーション	福島市本内字西河原五―七六	福島市南矢野目字才の後六―二	社会福祉法人北信福祉会	福島市南矢野目字才の後六―二

(社会福祉課)

福島県告示第六百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年九月二十九日から平成三十年一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル城西町店 福島県会津若松市城西町六番一ほか
- 二 変更した事項

- 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ヨークベニマル会津城西町店
(変更後) ヨークベニマル城西町店
- 三 変更した年月日
平成二十九年八月二十九日
 - 四 届出年月日
平成二十九年九月十五日
 - 五 届出をした者
オリックス株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年九月二十九日から同年十月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
AOKI福島南総本店 福島県福島市黒岩字中島二番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 騒音の発生に係る事項
関連する環境法規・条例を遵守し、周辺の生活環境を損なうことがないよう配慮すること。
 - 2 廃棄物に関する事項
 - (一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの（古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌、紙バック、その他の紙等）びん類、缶類）については、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を行うこと。
 - また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬に当たっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。
 - (二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず）・事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年九月二十九日から同年十月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークタウン金屋 福島県郡山市田村町金屋字冬室一一八番一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

当該地においては、市道金屋・道場線の右折レーンを延長することにより渋滞等が発生しない計画としているが、当初に想定した交通予測結果と相違が生じ渋滞等の諸問題が発生した場合は、道路管理者と協議の上、解決を図ること。

2 防犯対策への協力

事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。

（参考）郡山市安全で安心なまちづくり条例

3 騒音の発生に関する事項

騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出対象施設には該当しないが、空調室外機や冷凍室外機が多数存在することから、周辺住民に対して、騒音や低周波音被害を及ぼすことのないよう配慮すること。

4 廃棄物に係る事項等

（一）産業廃棄物の発生量が百立方メートル以上見込める土木工事又は建築物の除却を伴う工事であつて、当該工事に係る部分の床面積の合計が千平方メートル以上の場合、工事請負者は、産業廃棄物が工事に発生する日の十日前までにその処理方法等について市長に届け出ること。

（参考）郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条

（二）工事期間中及び事業活動に伴い発生する廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から平成二十九年九月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平豊間字兎渡 路三六一番三地从先から 同 市平豊間字船附 五一番二地先まで	変更前	A 三・五〇 一四・一	二、一四二・二
	いわき市平豊間字兎渡 路三六一番三地从先から 同 市平豊間字船附 五一番二地先まで いわき市平豊間字兎渡 路一六三番地先から 同 市平豊間字船附 五一番二地先まで	変更後	A 三・五〇 一四・一 B 八・二〇 三一・〇	二、一四二・二 一、六二二・四

（道路計画課）

福島県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供

公告第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画 道路事業三・三・ 一〇一号平磐城 線及び三・五・ 一四二号船引場 原木田線	施行者の名称 福島県	事務所の所在地 いわき市平字梅 木一五番地 福島県いわき建 設事務所	事業地の所在 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし
---	---------------	--	----------------------------------

（まちづくり推進課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四号、第六十七号若しくは第六八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十九年九月十九日次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホームほほえみ	喜多方市塩川町字藤の木一一番地一

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年九月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

変更前 財団法人会田病院	変更後 公益財団法人会田病院	変更年月日 平成二五年四月一日
-----------------	-------------------	--------------------